

学修支援における個人情報の取扱いについて

2017年5月30日より「改正個人情報保護法」が施行されました。國學院大學では在学生のみならず、保護者（保証人）や卒業生（修了・所定単位修得退学者）、教職員の個人情報も多く取り扱っていることから、「國學院大學個人情報保護方針」ならびに「個人情報保護に関する規程」を定めて個人情報の保護に取り組んでいます。大学院事務課では成績をはじめとするセンシティブな情報を扱うため、この保護方針と規程を遵守するとともに、「学業および成績評価にかかる学生個人情報の取扱いに関するガイドライン」を定めて個人情報の適正な取り扱いと安全管理に努めています。

学業および成績評価にかかる学生個人情報の取扱いに関するガイドライン（抄）

1. 基本原則

- (1) 学生の成績は、本学の保有する個人情報であり、本学教職員は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、さらに本学の定める個人情報保護に関する諸規程に則り、慎重に取り扱うものとする。

2. 本ガイドラインにおける用語の定義

- (1) 成績とは、授業担当者の管理する学生の出席状況、試験・リポート等の採点結果、それらを総合して出された評価結果をいう。
- (2) 「成績評価にかかる学生個人情報」の範囲は、上記2-(1)のほか、履修科目、教職・資格課程の履修状況、大学院事務課に提出された成績評価、学生支援システム「K-SMAPY II」に記録されたりポートファイル、および学内メールを使用して送信、投稿されたファイルとする。
- (3) 「本学の定める個人情報保護に関する諸規程」とは「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報保護に関する規程運用細則」、「情報セキュリティポリシー」をいう。

3. 学生本人への開示

- (1) 大学院で管理する成績評価の開示は成績通知書の交付、成績証明書の発行および学生支援システム「K-SMAPY II」によって行う。
- (2) 授業担当者は自己の管理する成績の評価およびこれに類する資料（リポート・試験答案等を含む）については学生本人以外に開示してはならない。
- (3) 授業担当者が開示に応じる期間が原則として授業実施期間終了後1年間とし、かつ開示請求者の在学期間内とする。
- (4) 授業担当者は学生の成績の評価その他これに類する資料について、本学の定める個人情報保護に関する諸規程に基づき、適正に管理しなければならない。またこれらの資料は当該授業期間終了後最低1年間保管するものとする。
- (5) 授業担当者は、成績の評価その他これに類する資料を開示することにより、授業の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断した場合は、これらの資料の全部または一部を非開示とすることができます。

4. 保証人または父母等・教員への開示

- (1) 大学院が管理する学業および成績評価にかかる学生の個人情報については、保証人（父母等）には開示しない。
- (2) 指導のため、大学院が管理する学業および成績評価にかかる学生の個人情報を指導教員の求めに応じ開示することがある。

目 次

1 國學院大學大学院学則	3
2 國學院大學学位規則	23
3 國學院大學学則（抄）	27
4 大学院基本研究教育方針〔大学院憲章〕	27
5 國學院大學大学院－教育研究上の目的と方針	28
6 文学研究科－教育研究上の目的と方針	28
7 法学研究科－教育研究上の目的と方針	31
8 経済学研究科－教育研究上の目的と方針	32
9 國學院大學大学院入学以前の既修得単位及び履修科目の単位の認定に関する規程	33
10 再入学に関する規程	33
11 文学研究科課程博士の授与に関する内規	34
12 法学研究科の博士学位の授与に関する内規	34
13 経済学研究科の博士学位の授与に関する内規	35
14 大学院奨学金制度規程	36
15 大学院特別研究員規程	36
16 大学院特別研究員への研究費助成に関する内規	37
17 大学院特別研究生規程	37
18 大学院文学研究科特別研究生内規	38
19 大学院経済学研究科特別研究生内規	38
20 大学院聴講生規程	38
21 大学院科目等履修生規程	39
22 大学院博士課程後期単位修得者の学費、及び再入学者の学費等減免に関する規程	40
23 大学院休学者に対する授業料等免除規程	40
24 大学院休学者に対する授業料等免除規程内規	41
25 本学出身者の大学院入学金及び施設設備費減免に関する内規	41
26 大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	41
27 大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する内規	42
28 大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程	42
29 國學院大學大学院協定留学及び認定留学奨学金制度に関する規程	43
30 大学院学生研究室規程	44
31 大学院紀要掲載規程	44
32 大学院国際交流旅費補助に関する規程	45
33 國學院大學大学院経済学研究科税理士試験支援奨学金制度規程	45
34 学費等納付金	47
35 履修要綱	48
36 國學院大學で研究活動を行う皆さんへ「研究倫理」 （研究者が理解し、身につけておくべき心得）について	68
37 授業科目と担当教員	70
38 教育職員免許状について	95
39 奨学金の申請手続（本学大学院奨学金・日本学生支援機構奨学金）	99
40 各種変更届について	99
41 休学・復学・退学・再入学について	99
42 学生証等について	100
43 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）・健康診断証明書の交付について	100
44 各種証明書の交付について	100
45 研究用複写補助及び複写機の利用について	101
46 教材印刷について	101
47 休講について	102
48 就職相談について	102
49 事務取扱い時間について	102
50 研究室、演習室、学生共同研究室・文献資料室	103

学 長 教 授 針 本 正 行

大 学 院 委 員 会 委 員

大 学 院 委 員 長 代 表 幹 事	教 授 佐 藤 長 門 教 授 井 上 明 芳
文学研究科委員長 文学研究科幹事 研究科選出委員	教 授 佐 藤 長 門 教 授 井 上 明 芳 教 授 石 井 研 士
法学研究科委員長 法学研究科幹事 研究科選出委員	教 授 坂 本 一 登 教 授 高 橋 信 行 教 授 中 川 孝 博
経済学研究科委員長 経済学研究科幹事 研究科選出委員	教 授 中 泉 真 樹 教 授 細 井 長 教 授 金 子 良 太

大 学 院 年 譜

修=修士課程 博=博士課程

昭和 26 年 (1951 年) 文 學 研 究 科 神 道 学 専 攻 (修) 日 本 文 學 専 攻 (修)
昭和 27 年 (1952 年) 文 學 研 究 科 日 本 史 学 専 攻 (修)
昭和 28 年 (1953 年) 文 學 研 究 科 日 本 文 学 専 攻 (博) 日 本 史 学 専 攻 (博)
昭和 33 年 (1958 年) 文 學 研 究 科 神 道 学 専 攻 (博)
昭和 42 年 (1967 年) 法 学 研 究 科 法 律 学 専 攻 (修)
昭和 43 年 (1968 年) 経 済 学 研 究 科 経 済 学 専 攻 (修)
昭和 44 年 (1969 年) 法 学 研 究 科 法 律 学 専 攻 (博)
昭和 45 年 (1970 年) 経 済 学 研 究 科 経 済 学 専 攻 (博)

昭和 50 年 (1975 年) 各 研 究 科 (専 攻) と も 修 士 課 程 を 博 士 前 期 課 程 に、博 士 課 程 を
博 士 後 期 課 程 に そ れ ぞ れ 改 称

平成 18 年 (2006 年) 文 學 研 究 科 日 本 史 学 専 攻 を 文 學 研 究 科 史 学 専 攻 に 名 称 変 更
平成 19 年 (2007 年) 文 學 研 究 科 日 本 文 学 専 攻 を 文 學 研 究 科 文 学 専 攻 に 名 称 変 更
平成 20 年 (2008 年) 文 學 研 究 科 神 道 学 専 攻 を 文 學 研 究 科 神 道 学 ・ 宗 教 学 専 攻 に 名 称 変 更

1 國學院大學大学院学則

第1章 総 則

- 第1条** 本大学院は、神道学・宗教学・文学・民俗学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第2条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 第3条** 本大学院に文学研究科・法学研究科及び経済学研究科を置き、各研究科に博士課程を置く。
- 2 文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする。
- 3 法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行い指導する能力をもつ研究者を養うことを目的とする。
- 4 経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、高度な専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。
- 5 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の博士前期課程（これを「修士課程」として取扱う。）と、後期3年の博士後期課程（これを「博士課程」として取扱う。）とする。（以下それぞれ「前期課程」「後期課程」とする。）
- 6 博士課程の最長在学期間は、前期課程は4年、後期課程は6年とする。

第4条 文学研究科に次の専攻を置く。

- (1) 神道学・宗教学専攻
(2) 文学専攻
(3) 史学専攻
- 2 神道学・宗教学専攻は、日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成することを目的とする。
- 3 文学専攻は、文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者の養成、豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者の養成、及び専門的業務に従事する社会人の再教育を目的とする。
- 4 史学専攻は、国内外の歴史学・考古学・地理学・博物館学及び美学美術史の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を育成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成することを目的とする。

第5条 法学研究科に次の専攻を置く。

- (1) 法律学専攻

第6条 経済学研究科に次の専攻を置く。

- (1) 経済学専攻

第7条 本大学院各研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	前 期 課 程		後 期 課 程		合 計 総収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文 学 研 究 科	神道学・宗教学専攻	20	40	4	12	52
	文 学 専 攻	30	60	10	30	90
	史 学 専 攻	40	80	10	30	110
	計	90	180	24	72	252
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	10	20	5	15	35
	計	10	20	5	15	35
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	10	20	5	15	35
	計	10	20	5	15	35
合 計		110	220	34	102	322

第8条 本大学院の前期課程に標準修業年限2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に、次の区分による修士の学位を授ける。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学専攻	神道学・宗教学
	文学専攻	文学・民俗学
	史学専攻	歴史学
法学研究科	法律学専攻	法学
経済学研究科	経済学専攻	経済学

ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程を修了した者で、本大学院の後期課程に標準修業年限3年以上在学して所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文の審査及び試験に合格した者に、次の区分による博士の学位を授ける。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学専攻	神道学・宗教学
	文学専攻	文学・民俗学
	史学専攻	歴史学
法学研究科	法律学専攻	法学
経済学研究科	経済学専攻	経済学

ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

3 第2項の規定にかかわらず学校教育法施行規則第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の修了の要件は、後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

第9条 前条第2項の規定によらないで、本大学院に学位論文を提出して博士の学位を申請し、所定の審査及び試験に合格した者に、次の区分による博士の学位を授ける。

研究科名	専攻分野の名称
文学研究科	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
法学研究科	法学
経済学研究科	経済学

第10条 本大学院に図書館、研究室、資料室及び読書室を置く。

第2章 教員組織及び運営

第11条 本大学院の授業担当並びに研究指導の教員は、國學院大學教授、准教授の中から委嘱し、必要ある場合は國學院大學助教の中から委嘱することがある。また、授業担当の教員として兼任の講師を委嘱する。

2 本大学院の授業及び研究指導の双方を担当する大学院客員教授を委嘱することができる。

3 前項の大学院客員教授の任用並びに就業形態に関しては別に定めるところによる。

第12条 本大学院の研究科に研究科委員会を設ける。

2 研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する教授、准教授をもって組織する。

第13条 本大学院各研究科に研究科委員長を置く。

2 研究科委員長は、大学院研究科委員長選出規程により、研究科委員会を構成する教授の中から同委員会において選出し、学長が委嘱する。

3 研究科委員長は、当該研究科を主管する。

4 研究科委員長は、当該研究科委員会を招集し議長となる。

5 研究科委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 研究科委員会は次の事項を審議処理する。

- (1) 当該研究科の授業科目及び授業担当教員に関する事項
- (2) 学生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍に関する事項
- (3) 学生の学業成績に関する事項
- (4) 修士・博士の学位に関する事項
- (5) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター研究員の選考に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他必要な事項

第15条 本大学院各研究科に幹事1名を置く。幹事は、研究科委員会を構成する教授の中から、当該研究科委員会の議を経て学長が委嘱する。

- 2 幹事の互選により代表幹事を選出する。
- 3 代表幹事は、幹事会を主管する。
- 4 幹事は、当該研究科委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときはその職務を代行又は代理する。
- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 研究科間の連絡・調整等に当たるため、各研究科幹事並びに教学事務部長及び大学院事務課長をもって組織する幹事会を設ける。

第16条 本大学院に大学院委員会を設ける。

- 2 大学院委員会は、大学院委員長、各研究科委員長、幹事及び各研究科の教授1名をもって組織する。
- 3 大学院委員会は、大学院委員長が招集し、議長となる。
- 4 学長は、大学院委員会に出席し、意見を述べることができる。

第17条 本大学院に大学院委員長を置く。

- 2 大学院委員長は、大学院委員長選出規程により選出し、大学院委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 大学院委員長は、大学院を主管する。
- 4 大学院委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 大学院委員長が欠けたとき又は事故あるときは、学長の委嘱により大学院委員会委員のうち1名がその職務を代行する。

第18条 大学院委員会は次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (2) その他各研究科に共通な事項

第3章 授業科目・履修方法及び学位授与の方法

第19条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- 2 各研究科は学位論文作成指導のため、当該研究科委員会の構成員・大学院客員教授の中から指導教員を定める。
- 3 第8条に規定する研究指導の方法及び各専攻の履修方法は、この学則に定めるものほか履修要綱の定めるところによる。ただし、前期課程にあっては、第20条第2・3項、第21条、第22条により修得した単位のうち、課程修了に必要な単位として認定できるのは10単位を上限とする。

第19条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 前項に規定する研修等の運営方法については、別に定める。

第20条 学生は各自の研究分野を定め、その目的に適するように指導教員の指示により授業科目を履修するものとする。

- 2 前期課程学生は指導教員の指示により、他研究科・他の専攻、及び専攻科並びに学部の授業科目を8単位を上限として履修することができる。修得した単位については選択科目として認定することができる。
- 3 指導教員が学生の研究上特に必要と認めた場合は、国内並びに外国の大学院及びその他の研究機関に属する授業科目を履修することができる。このうち修得した単位については、4単位を上限として選択科目の単位として認定することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、協定留学により修得した単位は、前期課程は10単位、後期課程は4単位を上限として認定することができる。

第21条 本大学院博士前期課程に入学する以前に、本学又は他大学等の大学院において修得した単位について、教育研究上有益と認められる場合は研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 学士課程在学中に、本大学院において履修し合格した科目の単位は、入学後、研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定による認定単位数は、10単位を上限とする。

第22条 教育研究上有益であると認めるときは、委託特別聴講学生として各研究科ごとに他大学院との間に、学生の交流及び単位互換のための協定を結ぶことができる。

2 協定に関する重要事項及び委託特別聴講学生の交流等に関する必要な事項は、当該研究科の議を経て、各研究科又は各専攻ごとに定める。

3 委託特別聴講により修得した単位は、8単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

第23条 修士及び博士の学位授与の審査は、当該研究科委員会がこれを行う。

2 前期課程においては、所定の期間在学し、所定の単位を修得し学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び試験を行う。

3 後期課程においては、所定の期間在学し、所定の単位を修得し独創的研究に基づき学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び試験を行う。

4 修士並びに博士の学位論文の審査及び試験は、当該研究科委員会の定める審査員がこれを行う。

5 研究科委員会は学位論文の審査及び試験の結果について総合審査を行い、合格・不合格を決定する。

第4章 入学・退学その他

第24条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ、入学考査に合格した者でなければならない。

前期課程

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における16年の課程を修了した者
- (3) 日本国において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程（当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であって、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を修了した者
- (4) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上ある課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院が、大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業を履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の大学等の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第25条 本大学院の入学の時期は毎年4月とする。

第26条 病気その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、保証人連署のうえ休学願を提出しなければならない。病気による休学は医師の診断書を提出するものとする。

2 前項の事由が消滅したときは、直ちに復学願を提出しなければならない。復学の時期は学期の始めとする。

3 休学期間は当該学年度とし、やむを得ない場合はこの期間を延長することができる。

4 休学の期間は、前期課程は2年、後期課程は3年を上限とし、この期間は在学期間に算入しない。

第27条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出しなければならない。

2 退学をした者が再入学を願い出たときは、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

3 再入学に関する必要事項は別に定める。

4 前期課程に4年在学し、所定単位の未修得並びに修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に不合格の者は退学となる。後期課程に6年在学し、所定単位の未修得の者も同様とする。

第5章 学年及び休業日

第28条 本大学院の学年及び休業日に関する事項は、國學院大學学則を準用する。

第6章 学費

第29条 本大学院に入学を許可された者は、別表に定める入学金及び授業料、その他の経費を納めなければならない。

2 再入学者に適用する授業料及びその他の経費については、再入学した年度の金額を適用する。

3 在学中に授業料及びその他の経費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めなければならない。

第7章 特別研究生・委託生・聴講生・科目等履修生

第30条 本大学院において前期課程又は後期課程を修了し、更に研究を続けようとする者に対し、選考のうえ特別研究生として在籍を許可することがある。

特別研究生の学費は別表のとおりとする。

第31条 公共団体その他の機関から、本大学院の特定の授業科目について研究を委託された者があるときは、選考のうえ委託生として研究を許可することがある。

委託生の学費は別表のとおりとする。

第32条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

聴講生の学費は別表のとおりとする。

2 聽講生として受講することが出来る単位は12単位以内とする。

第33条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の単位取得を希望する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として受講を許可し、本大学院所定の単位を授与することがある。

科目等履修生の学費は別表のとおりとする。

2 科目等履修生として受講することが出来る単位は12単位以内とする。

第8章 特別研究員

第34条 本大学院後期課程で学位を取得した者は、研究科委員会の選考を経て特別研究員に任ずることができる。

第9章 社会人入学・外国人入学

第35条 本大学院に入学を希望する社会人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

第36条 本大学院に入学を希望する外国人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

第10章 賞罰

第37条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位を取り消すものとする。

学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、その授与した学位を取り消すことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

- (1) 本学の秩序を殺し、名誉を毀損した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 学力劣等で成績の見込がないと認められた者
- (4) 正當の理由なくして出席常でない者

3 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学とする。

第11章 奨学生

第38条 本大学院学生のために奨学金制度を設ける。

第12章 教育職員免許状

第39条 本大学院の各研究科・各専攻に認定課程として認められている教育職員免許状の種類及び免許教科は別表のとおりである。

2 本大学院の前期課程を修了し、中学校教諭普通専修免許状及び高等学校教諭普通専修免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第13章 改 正

第40条 この学則の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 本大学院学則に規定のない事項は國學院大學学則を準用する。
- 2 この学則は文部大臣の許可の日から施行する。

附記 昭和26年4月5日文部大臣認可

附 則

この学則は昭和28年4月1日から施行する。

(平成18年度以前の附則は省略)

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
(学校教育法第58条改正に伴う経過措置)
- 3 第11条第1項の規定においては、専任講師を助教とみなす。
- 4 大学院学則第29条別表備考1は、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条の二については、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第19条 別表1-1

文学研究科神道学・宗教学専攻 前期課程

必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習A	演習	2
論文指導演習B	演習	2
神道学・宗教学理論演習	演習	2

選択科目A		
授業科目	講義・演習の別	単位数
神道神学研究A	演習	2
神道神学研究B	演習	2
神道史研究A	演習	2
神道史研究B	演習	2
神社史研究A	演習	2
神社史研究B	演習	2
祭祀研究A	演習	2
祭祀研究B	演習	2
神道古典研究A	演習	2
神道古典研究B	演習	2
神道古典研究A	講義	2
神道古典研究B	講義	2
神道思想史研究A	講義	2
神道思想史研究B	講義	2
神社行政・管理研究A	講義	2
神社行政・管理研究B	講義	2

選択科目B		
授業科目	講義・演習の別	単位数
宗教学研究A	演習	2
宗教学研究B	演習	2
宗教社会学研究A	演習	2
宗教社会学研究B	演習	2
宗教行政研究A	講義	2
宗教行政研究B	講義	2
祭祀研究A	講義	2
祭祀研究B	講義	2
宗教哲学研究A	講義	2
宗教哲学研究B	講義	2
佛教研究A	講義	2
佛教研究B	講義	2
キリスト教研究A	講義	2
キリスト教研究B	講義	2
イスラーム研究A	講義	2
イスラーム研究B	講義	2

選択科目C		
授業科目	講義・演習の別	単位数
神社教化研究A	講義	2
神社教化研究B	講義	2
神社祭式基礎研究A	講義	2
神社祭式基礎研究B	講義	2
神社祭式研究A	講義	2
神社祭式研究B	講義	2
神社祭式応用研究A	講義	2
神社祭式応用研究B	講義	2
社会科教育学研究A	講義	2
社会科教育学研究B	講義	2
公民科教育学研究A	講義	2
公民科教育学研究B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め30単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表1-2
文学研究科文学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2
日本古典研究 A	講義	2
日本古典研究 B	講義	2

専攻選択必修科目					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
海外日本文学研究	講義	2	日本古典実習 A	実習	2
比較文学研究	講義	2	日本古典実習 B	実習	2
対照言語研究 A	講義	2	日本伝承文化実習	実習	2
対照言語研究 B	講義	2	アカデミック・ライティング A	講義	2
関係外国語研究 A	講義	2	アカデミック・ライティング B	講義	2
関係外国語研究 B	講義	2	日本文学研究法	講義	2
日中古典比較研究 A	講義	2	日本語学研究法	講義	2
日中古典比較研究 B	講義	2	中国文学研究法	講義	2
アジア文化比較研究 A	講義	2	伝承文学研究法	講義	2
アジア文化比較研究 B	講義	2	日本語教育学研究法	講義	2

選択科目 A					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本上代文学研究 A	演習	2	日本文学史研究 A	講義	2
日本上代文学研究 B	演習	2	日本文学史研究 B	講義	2
日本中古文学研究 A	演習	2	日本文学特論 A	講義	2
日本中古文学研究 B	演習	2	日本文学特論 B	講義	2
日本中世文学研究 A	演習	2			
日本中世文学研究 B	演習	2			
日本近世文学研究 A	演習	2			
日本近世文学研究 B	演習	2			
日本近現代文学研究 A	演習	2			
日本近現代文学研究 B	演習	2			

選択科目 B					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代語研究 A	演習	2	日本語語法学 A	講義	2
日本古代語研究 B	演習	2	日本語語法学 B	講義	2
日本近代語研究 A	演習	2	日本語学史 A	講義	2
日本近代語研究 B	演習	2	日本語学史 B	講義	2
日本現代語研究 A	演習	2	日本語音韻史 A	講義	2
日本現代語研究 B	演習	2	日本語音韻史 B	講義	2
			日本語学特論 A	講義	2
			日本語学特論 B	講義	2

選択科目 C					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
中国文学研究 A	演習	2	中国文学史研究 A	講義	2
中国文学研究 B	演習	2	中国文学史研究 B	講義	2
			中国文学特論 A	講義	2
			中国文学特論 B	講義	2
			中国語学研究 A	演習	2
			中国語学研究 B	演習	2

選択科目 D					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
伝承文学研究 A	演習	2	伝承文学史 A	講義	2
伝承文学研究 B	演習	2	伝承文学史 B	講義	2
伝統芸能研究 A	演習	2	伝承文学特論 A	講義	2
伝統芸能研究 B	演習	2	伝承文学特論 B	講義	2
民俗学研究 A	演習	2	民俗学特論 A	講義	2
民俗学研究 B	演習	2	民俗学特論 B	講義	2
			伝統芸能特論 A	講義	2
			伝統芸能特論 B	講義	2
			儀礼文化研究 A	講義	2
			儀礼文化研究 B	講義	2

選択科目 E					
I			II		
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
国語教育実践研究 A	演習	2	学校文法体系論 A	講義	2
国語教育実践研究 B	演習	2	学校文法体系論 B	講義	2
日本語教育研究 A	演習	2	日本文学研究 A	講義	2
日本語教育研究 B	演習	2	日本文学研究 B	講義	2
			漢文学研究 A	講義	2
			漢文学研究 B	講義	2
			国語教育学研究 A	講義	2
			国語教育学研究 B	講義	2
			教科書研究 A	講義	2
			教科書研究 B	講義	2
			教育方法学研究 A	講義	2
			教育方法学研究 B	講義	2
			教育法規研究 A	講義	2
			教育法規研究 B	講義	2
			日本語教授法実践	講義	2
			日本語教授法研究	講義	2
			日本語教育教材研究 A	講義	2
			日本語教育教材研究 B	講義	2
			第二言語習得論 A	講義	2
			第二言語習得論 B	講義	2
			日本語教育文法 A	講義	2
			日本語教育文法 B	講義	2
			日本語音声学 A	講義	2
			日本語音声学 B	講義	2
			応用言語学 A	講義	2
			応用言語学 B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め30単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表1-3
文学研究科史学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習A	演習	2
論文指導演習B	演習	2

専攻選択必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
史学方法論研究	講義	2

選択科目 A					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代史研究A	演習	2	日本史研究A	講義	2
日本古代史研究B	演習	2	日本史研究B	講義	2
日本古代史特論A	講義	2	歴史地理学研究A	演習	2
日本古代史特論B	講義	2	歴史地理学研究B	演習	2
日本中世史研究A	演習	2	歴史地理学特論A	講義	2
日本中世史研究B	演習	2	歴史地理学特論B	講義	2
日本中世史特論A	講義	2	比較地誌学研究A	演習	2
日本中世史特論B	講義	2	比較地誌学研究B	演習	2
日本近世史研究A	演習	2	比較地誌学特論A	講義	2
日本近世史研究B	演習	2	比較地誌学特論B	講義	2
日本近世史特論A	講義	2	地図学研究A	演習	2
日本近世史特論B	講義	2	地図学研究B	演習	2
日本近現代史研究A	演習	2	地図学特論A	講義	2
日本近現代史研究B	演習	2	地図学特論B	講義	2
日本近現代史特論A	講義	2	日本思想史特論A	講義	2
日本近現代史特論B	講義	2	日本思想史特論B	講義	2
宗教史料学研究A	演習	2			
宗教史料学研究B	演習	2			

選択科目 B					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
東洋史研究A	演習	2	西洋史特論A	講義	2
東洋史研究B	演習	2	西洋史特論B	講義	2
東洋史特論A	講義	2	比較文化史研究A	演習	2
東洋史特論B	講義	2	比較文化史研究B	演習	2
東アジア史研究A	演習	2	比較文化史特論A	講義	2
東アジア史研究B	演習	2	比較文化史特論B	講義	2
東アジア史特論A	講義	2	東洋思想史特論A	講義	2
東アジア史特論B	講義	2	東洋思想史特論B	講義	2
西洋史研究A	演習	2	西洋思想史特論A	講義	2
西洋史研究B	演習	2	西洋思想史特論B	講義	2

選択科目 C					
授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本考古学研究 A	演習	2	理論考古学研究 A	演習	2
日本考古学研究 B	演習	2	理論考古学研究 B	演習	2
日本考古学特論 A	講義	2	理論考古学特論 A	講義	2
日本考古学特論 B	講義	2	理論考古学特論 B	講義	2
先史考古学研究 A	演習	2	環境考古学研究 A	演習	2
先史考古学研究 B	演習	2	環境考古学研究 B	演習	2
先史考古学特論 A	講義	2	環境考古学特論 A	講義	2
先史考古学特論 B	講義	2	環境考古学特論 B	講義	2
歴史考古学研究 A	演習	2	民族考古学特論 A	講義	2
歴史考古学研究 B	演習	2	民族考古学特論 B	講義	2
歴史考古学特論 A	講義	2	考古学研究 A	演習	2
歴史考古学特論 B	講義	2	考古学研究 B	演習	2
外国考古学研究 A	演習	2	考古学特論 A	講義	2
外国考古学研究 B	演習	2	考古学特論 B	講義	2
外国考古学特論 A	講義	2	考古学実習 A	実習	2
外国考古学特論 B	講義	2	考古学実習 B	実習	2

選択科目 D		
授業科目	講義・演習の別	単位数
美学研究 A	演習	2
美学研究 B	演習	2
美学特論 A	講義	2
美学特論 B	講義	2
美術史研究 A	演習	2
美術史研究 B	演習	2
美術史特論 A	講義	2
美術史特論 B	講義	2
美術史学研究 A	演習	2
美術史学研究 B	演習	2
美術史学特論 A	講義	2
美術史学特論 B	講義	2
比較芸術学研究 A	演習	2
比較芸術学研究 B	演習	2
比較芸術学特論 A	講義	2
比較芸術学特論 B	講義	2
芸術情報論 A	講義	2
芸術情報論 B	講義	2

選択科目 E		
授業科目	講義・演習の別	単位数
資料保存展示論研究 A	演習	2
資料保存展示論研究 B	演習	2
地域博物館論研究 A	演習	2
地域博物館論研究 B	演習	2
博物館史特論	講義	2
博物館史特論	講義	2
欧米博物館史特論	講義	2
博物館関係法規特論	講義	2
博物館資料論特論 A	講義	2
博物館資料論特論 B	講義	2
博物館経営特論	講義	2
博物館教育活動特論	講義	2
展示工学特論	講義	2
博物館学専門実習 A	実習	2
博物館学専門実習 B	実習	2

選択科目 F		
授業科目	講義・演習の別	単位数
史学理論特論 A	講義	2
史学理論特論 B	講義	2
史料学研究 A	演習	2
史料学研究 B	演習	2
史料学特論 A	講義	2
史料学特論 B	講義	2
文化人類学研究 A	演習	2
文化人類学研究 B	演習	2
文化人類学特論 A	講義	2
文化人類学特論 B	講義	2
文化財学研究 A	演習	2
文化財学研究 B	演習	2
文化財学特論 A	講義	2
文化財学特論 B	講義	2

選択科目 G		
授業科目	講義・演習の別	単位数
社会科教育学研究 A	講義	2
社会科教育学研究 B	講義	2
地理教育学研究 A	講義	2
地理教育学研究 B	講義	2
歴史科教育学研究 A	講義	2
歴史科教育学研究 B	講義	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め30単位以上を修得するものとする。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表1-4

文学研究科神道学・宗教学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
神道神学特殊研究 A	演習	2	宗教学特殊研究 A	演習	2
神道神学特殊研究 B	演習	2	宗教学特殊研究 B	演習	2
神道史特殊研究 A	演習	2	宗教社会学特殊研究 A	演習	2
神道史特殊研究 B	演習	2	宗教社会学特殊研究 B	演習	2
神社史特殊研究 A	演習	2	宗教行政特殊研究 A	演習	2
神社史特殊研究 B	演習	2	宗教行政特殊研究 B	演習	2
祭祀特殊研究 A	演習	2			
祭祀特殊研究 B	演習	2			
神道古典特殊研究 A	演習	2			
神道古典特殊研究 B	演習	2			

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め12単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表1-5

文学研究科文学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習 A	演習	2
論文指導演習 B	演習	2

A 日本文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本上代文学特殊研究 A	演習	2	日本近世文学特殊研究 A	演習	2
日本上代文学特殊研究 B	演習	2	日本近世文学特殊研究 B	演習	2
日本中古文学特殊研究 A	演習	2	日本近現代文学特殊研究 A	演習	2
日本中古文学特殊研究 B	演習	2	日本近現代文学特殊研究 B	演習	2
日本中世文学特殊研究 A	演習	2			
日本中世文学特殊研究 B	演習	2			

B 日本語学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代語特殊研究 A	演習	2	日本現代語特殊研究 A	演習	2
日本古代語特殊研究 B	演習	2	日本現代語特殊研究 B	演習	2
日本近代語特殊研究 A	演習	2			
日本近代語特殊研究 B	演習	2			

C 中国文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数
中国文学特殊研究 A	演習	2
中国文学特殊研究 B	演習	2

D 伝承文学を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
伝承文学特殊研究 A	演習	2	民俗学特殊研究 A	演習	2
伝承文学特殊研究 B	演習	2	民俗学特殊研究 B	演習	2
伝統芸能特殊研究 A	演習	2			
伝統芸能特殊研究 B	演習	2			

E 高度国語・日本語教育を主とする者

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本語教育特殊研究 A	演習	2	国語教育実践特殊研究 A	演習	2
日本語教育特殊研究 B	演習	2	国語教育実践特殊研究 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め12単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表1-6
文学研究科史学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数
論文指導演習A	演習	2
論文指導演習B	演習	2

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
日本古代史特殊研究A	演習	2	日本考古学特殊研究A	演習	2
日本古代史特殊研究B	演習	2	日本考古学特殊研究B	演習	2
日本中世史特殊研究A	演習	2	先史考古学特殊研究A	演習	2
日本中世史特殊研究B	演習	2	先史考古学特殊研究B	演習	2
日本近世史特殊研究A	演習	2	歴史考古学特殊研究A	演習	2
日本近世史特殊研究B	演習	2	歴史考古学特殊研究B	演習	2
日本近現代史特殊研究A	演習	2	外国考古学特殊研究A	演習	2
日本近現代史特殊研究B	演習	2	外国考古学特殊研究B	演習	2
宗教史料学特殊研究A	演習	2	考古学特殊研究A	演習	2
宗教史料学特殊研究B	演習	2	考古学特殊研究B	演習	2
歴史地理学特殊研究A	演習	2	美学特殊研究A	演習	2
歴史地理学特殊研究B	演習	2	美学特殊研究B	演習	2
比較地誌学特殊研究A	演習	2	美術史特殊研究A	演習	2
比較地誌学特殊研究B	演習	2	美術史特殊研究B	演習	2
地図学特殊研究A	演習	2	芸術学特殊研究A	演習	2
地図学特殊研究B	演習	2	芸術学特殊研究B	演習	2
東洋史特殊研究A	演習	2	比較芸術学特殊研究A	演習	2
東洋史特殊研究B	演習	2	比較芸術学特殊研究B	演習	2
東アジア史特殊研究A	演習	2	資料保存展示論特殊研究A	演習	2
東アジア史特殊研究B	演習	2	資料保存展示論特殊研究B	演習	2
西洋史特殊研究A	演習	2	地域博物館論特殊研究A	演習	2
西洋史特殊研究B	演習	2	地域博物館論特殊研究B	演習	2
比較文化史特殊研究A	演習	2	博物館学特殊実習A	実習	2
比較文化史特殊研究B	演習	2	博物館学特殊実習B	実習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目を含め12単位以上を修得するものとする。また、各自の専攻分野に関して幅広く履修すること。
- ② 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。
- ③ 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。

第19条 別表2-1
法学研究科法律学専攻 前期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
法哲学研究 A	講義	2	商法実践研究 A	講義	2
法哲学研究 B	講義	2	労働法研究 B	講義	2
日本法制史研究 A	講義	2	労働法研究 B	講義	2
日本法制史研究 B	講義	2	労働法実践研究 A	講義	2
東洋法制史研究 A	講義	2	国際私法研究 A	講義	2
東洋法制史研究 B	講義	2	国際私法研究 B	講義	2
西洋法制史研究 A	講義	2	政治学研究 A	講義	2
西洋法制史研究 B	講義	2	政治学研究 B	講義	2
外国法研究 A	講義	2	政治学実践研究	講義	2
外国法研究 B	講義	2	行政学研究 A	講義	2
外国法実践研究	講義	2	行政学研究 B	講義	2
憲法研究 A	講義	2	西洋政治史研究 A	講義	2
憲法研究 B	講義	2	西洋政治史研究 B	講義	2
憲法実践研究	講義	2	日本政治史研究 A	講義	2
行政法研究 A	講義	2	日本政治史研究 B	講義	2
行政法研究 B	講義	2	西洋政治思想史研究 A	講義	2
行政法実践研究	講義	2	西洋政治思想史研究 B	講義	2
国際法研究 A	講義	2	日本政治思想史研究 A	講義	2
国際法研究 B	講義	2	日本政治思想史研究 B	講義	2
国際法実践研究	講義	2	国際関係史研究 A	講義	2
刑法研究 A	講義	2	国際関係史研究 B	講義	2
刑法研究 B	講義	2	国際政治研究 A	講義	2
刑法実践研究	講義	2	国際政治研究 B	講義	2
刑事訴訟法研究 A	講義	2	公共政策演習 A	演習	2
刑事訴訟法研究 B	講義	2	法律学特殊研究 A	演習	2
刑事政策研究 A	講義	2	法律学特殊研究 B	演習	2
刑事政策研究 B	講義	2	政治学特殊研究 A	演習	2
民法研究 A	講義	2	政治学特殊研究 B	演習	2
民法研究 B	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
民法実践研究	講義	2	論文指導演習 B	演習	2
民事訴訟法研究 A	講義	2			
民事訴訟法研究 B	講義	2			
商法研究 A	講義	2			
商法研究 B	講義	2			

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目8単位以上を修得し、併せて30単位以上を修得すること。なお、本大学院学則第20条第2項及び第3項により修得した単位、同第21条により認定を受けた単位を含めることができる。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修の方法については履修要綱に定める。

第19条 別表2-2
法学研究科法律学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
法哲学研究 A	講義	2	商法研究 A	講義	2
法哲学研究 B	講義	2	商法研究 B	講義	2
日本法制史研究 A	講義	2	商法実践研究 A	講義	2
日本法制史研究 B	講義	2	商法実践研究 B	講義	2
東洋法制史研究 A	講義	2	労働法研究 A	講義	2
東洋法制史研究 B	講義	2	労働法研究 B	講義	2
西洋法制史研究 A	講義	2	労働法実践研究 A	講義	2
西洋法制史研究 B	講義	2	労働法実践研究 B	講義	2
外国法研究 A	講義	2	国際私法研究 A	講義	2
外国法研究 B	講義	2	国際私法研究 B	講義	2
外国法実践研究	講義	2	政治学研究 A	講義	2
憲法研究 A	講義	2	政治学研究 B	講義	2
憲法研究 B	講義	2	行政学研究 A	講義	2
憲法実践研究	講義	2	行政学研究 B	講義	2
行政法研究 A	講義	2	西洋政治史研究 A	講義	2
行政法研究 B	講義	2	西洋政治史研究 B	講義	2
行政法実践研究	講義	2	日本政治史研究 A	講義	2
国際法研究 A	講義	2	日本政治史研究 B	講義	2
国際法研究 B	講義	2	西洋政治思想史研究 A	講義	2
国際法実践研究	講義	2	西洋政治思想史研究 B	講義	2
刑法研究 A	講義	2	日本政治思想史研究 A	講義	2
刑法研究 B	講義	2	日本政治思想史研究 B	講義	2
刑法実践研究	講義	2	国際関係史研究 A	講義	2
刑事訴訟法研究 A	講義	2	国際関係史研究 B	講義	2
刑事訴訟法研究 B	講義	2	国際政治研究 A	講義	2
刑事政策研究 A	講義	2	国際政治研究 B	講義	2
刑事政策研究 B	講義	2	公政策演習 A	演習	2
民法研究 A	講義	2	法律学特殊研究 A	演習	2
民法研究 B	講義	2	法律学特殊研究 B	演習	2
民法実践研究	講義	2	政治学特殊研究 A	演習	2
民事訴訟法研究 A	講義	2	政治学特殊研究 B	演習	2
民事訴訟法研究 B	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
			論文指導演習 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目12単位以上を修得するものとする。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修の方法については履修要綱に定める。

第19条 別表3-1

経済学研究科経済学専攻 前期課程

専攻必修科目		
授業科目	講義・演習の別	単位数
研究方法と倫理	講義	2

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
理論経済学特論 A	講義	2	経済史特論 A	講義	2
理論経済学特論 B	講義	2	経済史特論 B	講義	2
経済学史特論 A	講義	2	計量経済学特論 A	講義	2
経済学史特論 B	講義	2	計量経済学特論 B	講義	2
貨幣金融特論 A	講義	2	経営学特論 A	講義	2
貨幣金融特論 B	講義	2	経営学特論 B	講義	2
財政学特論 A	講義	2	会計学特論 A	講義	2
財政学特論 B	講義	2	会計学特論 B	講義	2
経済政策特論 A	講義	2	経営史特論 A	講義	2
経済政策特論 B	講義	2	経営史特論 B	講義	2
国際経済特論 A	講義	2	税務特論 A	講義	2
国際経済特論 B	講義	2	税務特論 B	講義	2
社会政策特論 A	講義	2	税法総論 A	講義	2
社会政策特論 B	講義	2	税法総論 B	講義	2
統計学特論 A	講義	2	税務特講 A	講義	2
統計学特論 B	講義	2	論文指導演習 A	演習	2
			論文指導演習 B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目8単位以上を含み30単位以上を修得すること。なお、本学大学院学則第20条第2項及び第3項により修得した単位、同第21条により認定を受けた単位を含めることができる。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。

第19条 別表3-2
経済学研究科経済学専攻 後期課程

授業科目	講義・演習の別	単位数	授業科目	講義・演習の別	単位数
理論経済学研究A	講義	2	統計学研究A	講義	2
理論経済学研究B	講義	2	統計学研究B	講義	2
経済学史研究A	講義	2	経済史研究A	講義	2
経済学史研究B	講義	2	経済史研究B	講義	2
貨幣金融研究A	講義	2	計量経済学研究A	講義	2
貨幣金融研究B	講義	2	計量経済学研究B	講義	2
財政学研究A	講義	2	経営学研究A	講義	2
財政学研究B	講義	2	経営学研究B	講義	2
経済政策研究A	講義	2	経営史研究A	講義	2
経済政策研究B	講義	2	経営史研究B	講義	2
国際経済研究A	講義	2	会計学研究A	講義	2
国際経済研究B	講義	2	会計学研究B	講義	2
社会政策研究A	講義	2	論文指導演習A	演習	2
社会政策研究B	講義	2	論文指導演習B	演習	2

備考

- ① 指導教員の担当する授業科目12単位以上を修得するものとする。
- ② 定期的に指導教員の研究指導を受けるものとする。
- ③ 授業科目の内容、履修方法については履修要綱に定める。

第29条 別表

項目	入学年度	前期課程	後期課程
入学金	令和4年度	200,000円	200,000円
授業料	全入学年度	505,000円	505,000円
施設設備費	全入学年度	200,000円	200,000円
維持運営費	全入学年度	10,000円	10,000円

備考

- 1 授業料、施設設備費、維持運営費は在学中毎年度納入するものとする。
- 2 本学出身者の入学金及び施設設備費については次のとおりとする。
 - イ 前期課程 半額
 - ロ 後期課程 本学前期課程修了者は徴収しない。
本学学部出身者で、他大学前期課程修了者は半額。

第30条 別表

項目	金額
選考料	10,000円
研究指導料	50,000円
受講料	1単位 5,500円

第31条 別表

項目	金額
研究料	10,000円(月額)

第32条 別表

項目	金額
選考料	15,000円
登録料	50,000円
聴講料	1単位 11,000円

備考 本学出身者の登録料は半額とする。

第33条 別表

項目	金額
選考料	35,000円
登録料	100,000円
受講料	1単位 17,000円

備考 本学出身者の登録料は半額とする。

第39条 別表

研究科	専攻	種類及び免許教科	
		中学校教諭普通専修免許状	高等学校教諭普通専修免許状
文学研究科	神道学・宗教学専攻	社会	公民
	文学専攻	国語	国語
	史学専攻	社会	地理歴史
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民

2 國學院大學学位規則

昭和 37 年 3 月 16 日

(目的)

第1条 本学位規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

学部・研究科名	学位	専攻分野の名称
文学部	学士	文学
法学部	学士	法学
経済学部	学士	経済学・経営学
神道文化学部	学士	文学
人間開発学部	学士	教育学・体育学
観光まちづくり学部	学士	観光まちづくり
文学研究科	修士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
	博士	神道学・宗教学・文学・民俗学・歴史学
法学研究科	修士	法学
	博士	法学
経済学研究科	修士	経済学
	博士	経済学

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより所定の課程を修めた者に授与する。

- 2 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、前期課程に標準修業年限 2 年以上在学して所定の専攻科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績をあげた者については、前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、後期課程に標準修業年限 3 年以上在学して所定の専攻科目について 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士論文を提出してその審査及び試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績をあげた者については、後期課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項に規定する博士論文の提出は、休学期間を除き、後期課程入学後 12 年以内に行わなければならない。
- 5 博士の学位は、第 3 項に規定するもののほか、本学大学院学則第 9 条により、本学に博士論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、同項に該当する者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する審査及び試験並びに優れた業績については、別に定める。

(学位の審査員)

- 第4条** 学位申請論文の審査及び試験に当たる審査員の主査及び副査は、各研究科委員会の議を経て、研究科委員長が当該研究科委員会の構成員及び大学院客員教授の中から委嘱する。
- 2 前項の副査には、各研究科委員会の議を経て、当該研究科の兼任講師又は論文に関連する専門の学識を有する本学若しくは学外の教員等を加えることができる。
 - 3 第 3 条第 2 項による修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査員は、主査 1 名、副査 1 名とし、主査には指導教員をあてる。
 - 4 第 3 条第 3 項による博士論文の審査員は、主査 1 名と副査 2 名とし、主査には指導教員をあてる。
 - 5 第 3 条第 5 項による博士論文の審査員は、主査 1 名と副査 2 名とする。
 - 6 審査員は、必要に応じて増員することができる。
 - 7 審査員は、論文審査及び試験の結果に関する審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。
 - 8 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、修士論文又は特定の課題についての研究の成果については 3 月以内に、博士論文については 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、各研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(課程の修了による学位の授与)

第5条 第3条第2項及び第3項に規定する前期課程及び後期課程の学位授与の条件を満たした者については、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれ学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第6条 第3条第5項に規定する博士の学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。

2 第3条第5号に規定する博士の学位論文を提出する者は、以下の各号の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1部
- (2) 学位論文 5部
- (3) 研究業績書 1部
- (4) 履歴書 1部
- (5) 参考論文のあるときは、当該参考論文 1部

3 前項に規定する者は、審査料として20万円を支払うものとする。ただし、本学大学院の後期課程において所定の単位を修得した者の審査料は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 入学後6年未満の者 免除
- (2) 入学後6年以上9年未満の者 1万円
- (3) 入学後9年以上12年未満の者 5万円
- (4) 入学後12年以上の者 10万円

4 学位論文の受理は、各研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

5 学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか本学大学院の後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を口答又は筆答により行うものとする。ただし、学位論文を提出した者が、本学大学院の後期課程において所定の単位を修得した者であるときは、試験を免除するものとする。

6 学位論文の審査は、本学大学院学則第23条を準用する。

7 審査員は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、第1項に規定する書類のほか、参考資料等の提出を求めることができる。

(課程の修了及び論文の審査の議決)

第7条 研究科委員会は、第3条第2項及び第3項によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれ課程の修了の可否、第3条第5項によるものについては、その論文の審査の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(学長への報告)

第8条 研究科委員会が第7条の議決をしたときは、委員長は、学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第9条 学長は、第8条の報告に基づいて、第3条第2項及び第3項によるものについては、それぞれ課程の修了の可否、第3条第5項によるものについては、その論文の合否について決定し、課程の修了又は論文の合格を決定した者には、学位記を授与するものとする。

(論文要旨等の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与したときは当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「國學院大學審査博士学位論文」と明記して公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

- 第12条** 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を「学士（○○）國學院大學」「修士（○○）國學院大學」「博士（○○）國學院大學」のように附記するものとする。
- 2 前項の（○○）に記載する専攻分野の名称については、第2条による区分によるものとする。
 - 3 学位記の様式は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の取消)

- 第13条** 本学大学院学則第8条及び第9条により学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき又は不正な方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て学位の授与を取消すことがある。
- 2 前項の議決については、第7条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位記の再交付)

- 第14条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

- 第15条** 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(改正)

- 第16条** この規則の改正は、全学教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

（平成21年度以前の附則は省略）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成28年度以前に本学大学院後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(学部の課程を卒業した場合)

学 第 号	國學院大學 學長 氏名	國學院大學 部長 氏名	年 月 日	本学 部 科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め学士() の 学位を授与する。	大学印	学 卒 業 位 記 書	年 月 名 日生
-------------	-------------------	-------------------	-------------	---	-----	----------------------------	-------------------

別表第3(大学院の課程を修了した博士の場合)

甲第 号	國學院大學 學長 氏名	本大学院 学研究科 学専攻の博士 課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び試験に合格したので博士() の 学位を授与する。	大学印	学 位 記 氏 記	年 月 名 日生
---------	-------------------	---	-----	-----------------------	-------------------

別表第2(大学院の課程を修了した修士の場合)

修 第 号	國學院大學 學長 氏名	國學院大學 部長 氏名	年 月 日	本大学院 学研究科 学専攻の修士 課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び試験に合格したので修士() の 学位を授与する。	大学印	学 位 記 氏 記	年 月 名 日生
-------------	-------------------	-------------------	-------------	---	-----	-----------------------	-------------------

別表第4(論文提出による博士の場合)

乙第 号	國學院大學 學長 氏名	本大学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士() の 学位を授与する。	大学印	学 位 記 氏 記	年 月 名 日生
---------	-------------------	--	-----	-----------------------	-------------------

3 國學院大學學則（抄）

第1条 本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。

第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。

2～7（省略）

8 大学院に関する学則は別に定める。

9～10（省略）

第46条 学生は履修しようとする授業科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第58条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第60条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で休日とする日

(2) 大学創立記念日（11月4日）

(3) 神殿鎮座記念祭（5月1日）

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

} 学年暦参照

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第66条 入学又は編入・転部・転科の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

誓約書・履歴書・卒業（修了）証明書、編入の場合には別に単位成績証明書

第67条 誓約書には、保証人（父母又は近親者）の連署を要する。

第68条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

第69条 保証人が姓名を改めたとき、又は転居をしたときは直ちにその旨を届け出なければならない。

2 死亡その他の事由により保証人に変更があったときは、改めて誓約書を差し出さなければならない。

第78条 学費は所定の期間中にこれを納めなければならない。

第79条 既納の学費、考查料、転部・転科料等は返戻しない。

2 学費は休学する場合においても納めなければならない。ただし、別に定めるところにより減免することができる。

第80条 在学中に授業料その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第95条 次の各号のいずれかに該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍することができる。

(1)、(2)、(4)（省略）

(3) 履修の手続を所定期間中に行わなかった者で修学の意思がないと認められた者

(5) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

第96条 他の大学に在学する者は除籍することができる。

附則（省略）

4 大学院基本研究教育方針〔大学院憲章〕

【学統の継承・発展と創新】

本学学術資産への理解を基に、学統の継承・発展そして新たな創造を企図する。

【研究倫理確立を通じた人格の陶冶】

研究倫理・法令の遵守・人権の保護を徹底し、それらを基盤とする人格の陶冶に努める。

【研究能力の飽くなき向上】

創新・企画・協調・遂行の資質の涵養によって、国際化に対応する研究能力の向上を図る。

【学知の拡大と連携】

関連領域のない学問は存在しない。よって学知の拡大を企図し、より高度な専門知識の獲得の上に、多様で柔軟な隣接領域への学知の拡大を推進する。

【研究成果の発信と社会還元】

学習成果の可視化、研究成果の発信を積極的に推進する。

5 國學院大學大学院－教育研究上の目的と方針（3つのポリシー）

國學院大學大学院の教育研究上の目的

本大学院は、法令の遵守・人権の保護を徹底して研究倫理を確立し、教学を通じて人格の陶冶に努める。それを基盤として、神道学・宗教学・文学・民俗学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

國學院大學大学院の博士課程教育実施方針（3つのポリシー）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程においては、研究科で定める教育課程の単位を修得し、専門的知識を自らのものとするとともに、主体的に研究課題を定め、これに関する諸研究の検討を行い、新たな知見を加えた修士論文あるいは特定の課題についての研究成果を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、その専攻分野を示す修士の学位を授与する。

博士後期課程においては、研究科で定める教育課程の単位を修得するとともに、その分野の研究動向を理解した上で、独自の見解を含む博士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、その分野で継続的な研究が行い得ると認定された者に、その専攻分野を示す博士の学位を授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、かつ口述試験において博士後期課程の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、その専攻分野を示す博士の学位を授与する。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院の設置目的を実現するために文学、法学、経済学の3研究科を置き、大学院学生が、学知を主体的に選択して、自己の研究に取り組む能力を涵養し、研究指導・方法の多様性と、自己の意志に基づく自由な選択を保証することを方針として教育課程を編成する。この方針に基づいて、全研究科を通じて開講科目を全セメスター化とし、博士前期課程と博士後期課程とを一貫させた教育課程として設ける。また、各研究科ごとに演習、論文指導演習、研究指導、専門講義科目あるいはコースワーク科目、アカデミック・ライティングなどを設置するとともに、複数の教員による指導制を確立する。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

大学院ならびに各研究科設置の目的と合致する、積極的な目的意識や志向性を有するとともに、研究科での学修ならびに研究に必要となる基礎的な知識や能力などを備えていることを受入れ方針としている。また、学士課程（学部）修了者を対象とする一般入学に加え、学士課程（学部）において優秀な成績を修めている者の大学院への飛び入学や推薦入学、さまざまな経験を有する社会人や外国人を対象とする入学選抜など、多様な入学制度を設けることで、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大をはかる方針としている。

6 文学研究科－教育研究上の目的と方針（3つのポリシー）

文学研究科の教育研究上の目的

文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする。

神道学・宗教学専攻

日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成すること。

文学専攻

文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者、及び豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者を養成し、専門的業務に従事する社会人を再教育すること。

史学専攻

国内外の歴史学・考古学・地理学・博物館学及び美学美術史の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を育成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成すること。

文学研究科の博士課程教育実施方針（3つのポリシー）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科設置目的を実現するために、各専攻において編成されている教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、その専攻分野を示す学位を授与する。

また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、かつ口述試験において博士後期課程の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、その専攻分野を示す博士の学位を授与する。

神道学・宗教学専攻

博士前期課程においては、文学研究科設置目的を実現するために編成されている神道学・宗教学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、専攻分野において、自ら研究課題を定め、これに関する先行研究の検討を行い、資史料について専門的スキルと実証的な研究姿勢を身につけ、柔軟な発想と論理的思考での的確な解釈や分析を踏まえて新たな知見を加えた修士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、修士（神道学）または修士（宗教学）の学位をそれぞれ授与する。

博士後期課程においては、神道学・宗教学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、先行研究を踏まえて新知見を加えた完成度の高い博士論文を提出し、口述試験においても的確な応答を行い、研究者として自立できる学力があると認定された者に、博士（神道学）または博士（宗教学）の学位をそれぞれ授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、口述試験において博士後期課程の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、博士（神道学）または博士（宗教学）の学位を授与する。

文学専攻

博士前期課程においては、文学研究科設置目的を実現するために編成されている文学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、専攻分野において、自ら研究課題を定め、これに関する先行研究の検討を行い、資史料について専門的スキルと実証的な研究姿勢を身につけ、柔軟な発想と論理的思考での的確な解釈や分析を踏まえて新たな知見を加えた修士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、日本文学、日本語学、中国文学、高度国語・日本語教育の各コースにおいては修士（文学）の学位を、伝承文学コースにおいては、修士（文学）または修士（民俗学）の学位をそれぞれ授与する。

博士後期課程においては、文学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、先行研究を踏まえて新知見を加えた完成度の高い博士論文を提出し、口述試験においても的確な応答を行い、研究者として自立できる学力があると認定された者に、日本文学、日本語学、中国文学、高度国語・日本語教育の各コースにおいては博士（文学）の学位を、伝承文学コースにおいては、博士（文学）または博士（民俗学）の学位をそれぞれ授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、口述試験において博士後期課程の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対しても、日本文学、日本語学、中国文学、高度国語・日本語教育の各コースにおいては博士（文学）の学位を、伝承文学コースにおいては、博士（文学）または博士（民俗学）の学位をそれぞれ授与する。

史学専攻

博士前期課程においては、文学研究科設置目的を実現するために編成されている史学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、専攻分野において、自ら研究課題を定め、これに関する先行研究の検討を行い、資史料について専門的スキルと実証的な研究姿勢を身につけ、柔軟な発想と論理的思考での的確な解釈や分析を踏まえて新たな知見を加えた修士論文を提出し、かつ口述試験において的確な応答を行い、十分な学力があると認定された者に、修士（歴史学）の学位を授与する。

博士後期課程においては、史学専攻の教育課程を履修し、所定の単位を修得するとともに、先行研究を踏まえて新知見を加えた完成度の高い博士論文を提出し、口述試験においても的確な応答を行い、研究者として自立できる学力があると認定された者に、博士（歴史学）の学位を授与する。また、自ら定めた課題に対する研究が独創的であり、新境地を拓いたと認められる博士論文を提出し、口述試験において博士後期課程の所定単位修得者と同等の学力があると認定された者に対して

も、博士（歴史学）の学位を授与する。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

文学研究科設置目的を実現するために、各専攻内に専門分野に基づいたコースを設けることによって、学生の研究に資することを方針としている。

神道学・宗教学専攻

博士前期課程においては、入学年度前期に研究倫理教育を課すとともに、コース横断のテーマを扱う導入教育科目を開講し、広い視点と学識を涵養する。また、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担うための能力を培うために各専門分野の演習を設け、複数の指導教員による資料の読解・分析ならびに実地調査などの研究指導を行う。さらに、修士論文とその他の研究論文のまとめ方を修得するために、複数の指導教員による論文指導演習を実施する。

博士後期課程においては、専攻分野に関する自立した研究活動を行う能力と専門的業務を担うためのより高度な能力を培うために、専門分野の演習と論文指導演習を編成する。また、各年度に研究計画と研究進捗状況、ならびに研究業績の報告を義務付け、博士論文の作成を着実に進め所定の修業年限内に提出できるよう指導と督励を行う。

文学専攻

博士前期課程においては、入学年度前期に研究倫理教育を課すとともに、日本文学（高度国語教育含む）、日本語学、伝承文学、中国文学、日本語教育の各コースにおいて、横断のテーマを扱う導入教育科目を開講し、広い視点と学識を涵養する。また、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担うための能力を培うために各専門分野の演習を設け、各コースごとに複数の指導教員による資料の読解・分析ならびに実地調査などの研究指導を行う。さらに、修士論文とその他の研究論文のまとめ方を修得するために、各コースごとに複数の指導教員による論文指導演習を実施する。

博士後期課程においては、専攻分野に関する自立した研究活動を行う能力と専門的業務を担うためのより高度な能力を培うために、専門分野の演習と論文指導演習を編成する。また、各年度に研究計画と研究進捗状況、ならびに研究業績の報告を義務付け、博士論文の作成を着実に進め所定の修業年限内に提出できるよう指導と督励を行う。

史学専攻

博士前期課程においては、入学年度前期に研究倫理教育を課すとともに、コース横断のテーマを扱う導入教育科目を開講し、広い視点と学識を涵養する。また、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的業務を担うための能力を培うために各専門分野の演習を設け、複数の指導教員による資料の読解・分析ならびに実地調査などの研究指導を行う。さらに、修士論文とその他の研究論文のまとめ方を修得するために、複数の指導教員による論文指導演習を実施する。

博士後期課程においては、専攻分野に関する自立した研究活動を行う能力と専門的業務を担うためのより高度な能力を培うために、専門分野の演習と論文指導演習を編成する。また、各年度に研究計画と研究進捗状況、ならびに研究業績の報告を義務付け、博士論文の作成を着実に進め所定の修業年限内に提出できるよう指導と督励を行う。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

文学研究科の設置目的である「日本文化の神髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与」したいという目的意識や志向性を有する者を対象とする。

神道学・宗教学専攻

神道学・宗教学専攻においては、その資質として、神道文化をはじめ国内外の宗教文化に関する幅広い知識と具体的な研究課題をもち、かつその学修・研究に必要となる問題発見能力、知識、技能などを備えていることを受入方針としている。

さらに社会人や外国人を対象とした入学者選抜制度も設け、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大などをはかることを方針としている。

以上に加え、博士課程前期においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育を修得した者を受け入れる。博士後期課程においては、博士前期課程修了程度の能力を有し、専門領域において独自の研究計画に基づく継続的研究を志向し、それを遂行するに足る能力と技能を備えた者を受け

入れる。

文学専攻

文学専攻においては、その資質として、日本文学、日本語学、中国文学、伝承文学、高度国語・日本語教育の各コースに関する幅広い知識と具体的な研究課題を持ち、かつその学修・研究に必要となる問題発見能力、知識、技能などを備えていることを受入方針としている。

さらに社会人や外国人留学生を対象とした入学者選抜制度も設け、大学院における学修・研究活動の活性化や視点の拡大などをはかることを方針としている。

以上に加え、博士前期課程においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育を修得した者を受け入れる。博士後期課程においては、博士前期課程修了程度の能力を有し、専門領域において独自の研究計画に基づく継続的研究を志向し、それを遂行するに足る能力と技能を備えた者を受け入れる。

史学専攻

史学専攻においては、日本史学および歴史地理学・外国史学・考古学・博物館学・美学美術史の各コースに関する幅広い知識と高い研究意欲ならびに具体的な研究課題を持ち、かつその学修・研究に必要となる問題発見能力、知識、技能などを備えている入学者を受け入れる。

博士前期課程では、学部教育において幅広い教養と基礎的な専門教育を修得し、さらなる専門的研究をおこなう意欲と知識・技能を備えた入学者を受け入れる。

博士後期課程においては、すぐれた研究論文を提出して修士の学位を修得し、専門領域において独自の研究計画に基づく研究を継続する意欲とそれを遂行するに足る能力と技能を備え、所定の修業年内に博士論文を提出して博士の学位を得ようとする目的を持った入学者を受け入れる。また、それと同等の学力と強い研究意欲をもち、博士学位授与に相応しい研究業績を有する者を受け入れる。

7 法学研究科－教育研究上の目的と方針（3つのポリシー）

法学研究科の教育研究上の目的

法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行い指導する能力をもつ研究者を養うこととする。

法学研究科の博士課程教育実施方針（3つのポリシー）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育を踏まえ、法学または政治学についての高度な専門知識を十分に自らのものとし、主体的で独自の観点から現代社会における法的・政治的事象を分析する能力を示す成果をあげた者に対し、修士の学位を授与する。

博士後期課程においては、博士前期課程で修得した高度な専門知識と主体的で独自な姿勢に加えて、自らの研究成果を纏めるための研究計画を立案し、着実に実行することができ、かつ、実行のために必要とされる資料収集、読解能力、語学力及び情報処理技術などを身につけ、今後、専攻分野において独創的研究を継続的に行い、後進を指導する能力を身につけたことを示す成果をあげた者に対し、博士の学位を授与する。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

博士前期課程においては、学生が専門知識を修得し、主体的で独自の観点から現代社会における法的・政治的事象を分析する能力を獲得できるように、指導教員が担当する授業科目、研究指導及び論文指導演習を開設する。加えて、関連諸領域における法的・政治的な諸問題についても専門知識を修得できるように、指導教員以外が担当する授業科目を開設する。

博士後期課程においては、学生が専攻分野に関するより高度な専門知識を修得し、より独創的かつ自立的な研究活動に必要とされる高度な専門的技術を含めた研究能力を獲得できるように、指導教員が担当する授業科目、研究指導及び論文指導演習を開設する。

なお、新たに生起する問題や先進的な研究動向に応じた学修の機会を確保するために、特殊研究（演習）を開設する。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程においては、学部教育における幅広い教養と基礎的な専門教育に基づいて、価値観と利害関係が多様化する現代社会に生起する諸問題を法学または政治学の観点から総合的に分析・判断し、それらの

解決に主体的に関わろうとする積極的な姿勢を持つ者を受け入れる。とりわけ、社会人としての経験を踏まえて具体的な研究課題を見いだしている者を受け入れる。

博士後期課程においては、博士前期課程修了程度の能力を有し、加えて専門領域においてさらなる独自の研究計画に基づき継続的研究を志向し、それを遂行するに足る能力と技能を備えた者を受け入れる。

8 経済学研究科－教育研究上の目的と方針（3つのポリシー）

経済学研究科の教育研究上の目的

経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。

経済学研究科の博士課程教育実施方針（3つのポリシー）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程においては、学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を踏まえ、経済学、経営学、会計学または税務に関する専門分野について十分な学力があると認定された者に対して、修士の学位を授与する。

博士後期課程においては、博士前期課程で求められた最先端の専門的知識に加えて、理論的革新や新しい知見の発見などの独創的研究を行い、今後、専攻分野において研究・教育する能力を身につけたことを示すことができる成果をあげた者に対して、博士の学位を授与する。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

博士前期課程においては、指導教員が担当する授業科目および論文指導を通じて、自己の専門領域における専門的知識を学ぶことと並行し、自己の専門領域の関連諸領域について授業科目の履修を通して学ぶこと。さらにアカデミック・コース、キャリア・コースの各コースを選択した者は、当該コースの選択必修科目から所定の単位数の科目を修得すること。

博士後期課程においては、指導教員が担当・指定する授業科目を修得するとともに、指導教員のもとで研究指導を受けること。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程、博士後期課程とともに、本学の建学の精神、そして本研究科が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を十分に理解して、以下の資質・志向をもった者を受け入れる。

博士前期課程においては、学部教育における経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見に基づいて、以下いずれかの志向を持った者を受け入れる。

(1) アカデミック・コースでは、博士後期課程への進学を目指す者や、博士前期課程修了後に専門的で深い学識を必要とする職種を目指す者。

(2) キャリア・コースでは、博士前期課程を修了し、税理士などの資格取得を目指す者。

博士後期課程においては、博士前期課程における経済と経済学に関する専門的知識に基づいて、博士の学位を取得し、課程修了後は研究職を目指す者。

9 國學院大學大学院入学以前の既修得単位及び履修科目の単位の認定に関する規程

(大学院学則第 21 条)

(平成 9 年 2 月 7 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、國學院大學大学院学則（以下「本大学院学則」という）第 21 条の規定に基づき、新たに本大学院博士前期課程の第 1 学年に入学した学生の大学院における既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定手続)

第2条 単位の認定は、学生からの申請に基づき、研究科委員会で審議の上決定する。

(認定単位数)

第3条 本規定による本大学院入学以前の単位の認定は 10 単位を上限とする。

(申請手続)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を整え、入学年次の前期授業開始日までに、大学院事務課に提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定申請書（本大学院所定用紙）
- (2) 既修得単位に係る大学院の在学又は在籍期間証明書及び成績証明書
- (3) 既修得単位に係る大学院の成績証明書

第5条 学士課程在学中に、本大学院開講科目を履修し合格した科目の単位認定を受けようとする者は、次の書類を整え、入学年次の前期授業開始日までに、大学院事務課に提出するものとする。

- (1) 単位認定申請書（本大学院所定用紙）

- (2) 本大学院の成績証明書

(改廃手続)

第6条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

10 再入学に関する規程

(平成 10 年 5 月 13 日制定)

第1条 本学大学院学則第 27 条第 2 項に規定する再入学に関する必要事項は、本規程の定めるところによる。

第2条 再入学できる者は、休学期間を除き前期課程 4 年間、後期課程 6 年間の在学期間に満たないで退学した者とする。なお、大学院を除籍された者及び、退学処分された者は再入学することはできない。

第3条 再入学を希望する者は、次の書類を添えて再入学を希望する年度の前年度の 1 月の指定する期日までに、学長あてに再入学願を提出しなければならない。

- (1) 再入学願（本学所定用紙）
- (2) 研究課題（本学所定用紙）
- (3) 研究要旨（本学所定用紙）

第4条 再入学を願い出ることができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程においては、退学後 3 年以内とする
- (2) 後期課程においては、退学後 6 年以内とする。

第5条 再入学後に在学できる期間は、休学期間を除き、退学以前の在学期間と併せて、前期課程にあっては 4 年間、後期課程にあっては 6 年間とする。

第6条 再入学に関わる入學金及び授業料、並びにその他の経費については、大学院学則第 29 条別表によるものとする。なお、大学院博士課程後期単位修得者については、別に定める学費等の減免規程の適用を受けることができる。

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 5 年度入学者から本規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 4 条第 1 項 2 の但書については臨時措置とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 28 年度以前に本学大学院に入学した者については、なお従前の例による。

11 文学研究科課程博士の授与に関する内規

(平成 6 年 3 月 2 日制定)

第1条 この内規は、國學院大學大学院学則及び國學院大學学位規則に基づき授与する課程博士（國學院大學学位規則第3条第3項）の学位に関する事項のうち、定めのない事項について規定するものである。

第2条 課程博士の学位申請論文を提出できる者は博士課程後期に在学して所定の単位を修得している者、又は審査終了までに修得見込みの者で、かつ履修要綱に定める研究業績を有する者とする。

第3条 課程博士の学位申請論文の提出は、指導教員の承認を得たものでなければならない。

2 第2条の（2）の者については、文学研究科委員会の議を経て指導教員を定める。

第4条 課程博士の学位申請論文枚数は、履修要綱に定める枚数とする。

第5条 課程博士の学位を申請できる時期は、毎年4月及び9月とする。

2 前項の細部については、履修要綱に定める。

第6条 博士学位申請論文の審査に合格した者には、國學院大學大学院学則に規定する博士の学位を授与する。

2 前項の博士学位記の授与は、毎年度の修士学位授与式と同日に行う。

第7条 この内規の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、施行日以前に規定した課程博士に関する文学研究科の決定事項は、平成 6 年 3 月 31 日限りで、その効力を失うものとする。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年度以前に入学した者の学位申請については、原則としてこの内規に準ずるものとする。

附 則

1 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度以前に本学大学院博士課程後期に入学した者については、なお従前の例による。

12 法学研究科の博士学位の授与に関する内規

(昭和 62 年 10 月 7 日制定)

第1章 総則

第1条 この内規は、國學院大學学位規則（以下、「学位規則」という。）第3条に基づいて制定する。

第2条 博士の学位は、学位規則第3条第3項に基づく法学研究科の博士課程後期の単位修得見込者若しくは単位修得者又は同条第7項に基づく者で、博士の学位申請論文を提出した者に対して授与する。

第2章 課程博士の授与

第3条 課程博士（学位規則第3条第3項に基づき授与される学位をいう。以下、同じ。）の学位は、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究技能及びその基礎となる豊かな学識をもつていると認められた者に対して授与する。

第4条 課程博士の学位申請論文を提出できる者は、法学研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、又は2年以上在学して論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みがあり、公表された業績のある者とする。ただし、再入学した者を含む。

第5条 課程博士の学位申請論文を提出できる時期は、毎年9月とする。

第6条 学長に学位申請論文の提出の申出があった場合、法学研究科委員長（以下、「委員長」という。）は、法学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）に報告し、論文の受理の可否を研究科委員会において決定する。

第7条 受理された学位申請論文の審査及び試験は、委員長の委嘱する審査員が行う。

2 審査員は、研究科委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

3 審査員は3名とし、そのうち1名を主査とし、2名を副査とする。ただし、審査員は、必要に応じて増員することができる。

4 審査員は、法学研究科委員のほか、法学研究科の兼任講師（客員教授を含む。）を充てることができる。

5 審査は、論文を受理した時から、原則として、1年以内に終了するものとする。

6 試験は、学位申請論文について、審査委員が筆答又は口頭により行う。

第8条 学位申請論文は、学位授与の可否を判定する研究科委員会の少なくとも1か月前に、委員長の指定する場所に置き、法学研究科委員の閲覧に供する。

第9条 審査員は、論文審査及び試験の結果に関する審査報告書を委員長に提出し、委員長は、それをあらかじめ法学研究科委員に配付する。

第10条 研究科委員会による学位授与の決議は、法学研究科委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

第3章 論文博士の授与

第11条 論文博士（学位規則第3条第7項に基づき授与される学位をいう。以下、同じ。）の学位申請論文を提出できる者は、次の者とする。

- (1) 法学研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得後退学し、公表された業績のある者。
- (2) 専攻の学問分野において相当の業績をおさめ、公表された業績のある者。

第12条 論文博士の学位申請論文を提出できる時期は、隨時とする。

第13条 法学研究科委員の推薦により、学長に学位申請論文の提出の申し出があった場合、委員長は、論文の受理の可否を研究科委員会に諮る。

- 2 委員長の指名する3名の委員は、学位申請論文を閲読し、1か月以内に、その内容を研究科委員会に報告する。

3 研究科委員会は、前項の報告を受けて、学位申請論文の受理の可否を決定する。

第14条 受理された学位申請論文の審査及び試験については、第7条の規定を準用する。ただし、第11条第2号により審査及び試験を受ける者に対しては、学位規則第6条第4項及び第5項により試験を行う。

第15条 審査員に國學院大學大学院の他研究科の委員及び他の大学・研究所の教授を加える必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、委員長が審査員を委嘱する。

第16条 第3条、第8条、第9条及び第10条の規定は、論文博士について準用する。

第4章 改正

第17条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

13 経済学研究科の博士学位の授与に関する内規

(昭和56年5月27日制定)

(目的)

第1条 この内規は、國學院大學大学院学則及び國學院大學学位規則に基づき授与する博士の学位に関する事項のうち、定めのない事項について規定するものである。

(課程博士)

第2条 課程博士（國學院大學学位規則第3条第3項）の学位申請論文を提出できる者は、経済学研究科博士課程後期に在学し、所定の単位を修得している者、又は審査終了までに修得する見込みの者で、公表された学術雑誌への研究論文等の研究業績を有する者でなければならない（なお、論文の公表には掲載予定を含める）。

第3条 課程博士の学位申請論文が提出できる時期は、毎年10月とする。

第4条 学長に学位申請論文提出の申し出があった場合、経済学研究科委員長（以下、「委員長」という。）は、経済学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）に報告し、論文受理の可否を諮るものとする。

第5条 受理された学位申請論文の審査及び試験については、審査員が筆頭又は口頭により行う。

第6条 学位申請論文は、学位授与の可否を判定する研究科委員会開催日の少なくとも1ヵ月前に委員長の指定する場所に置き、各構成員の閲覧に供するものとする。

(論文博士)

第7条 論文博士（國學院大學学位規則第3条第7項）の学位申請論文を提出できる者は、専攻の分野において相当の業績を修め、公表された相応の業績があり、研究科委員会構成員が推薦した者とする。

第8条 論文博士の学位申請論文が提出できる時期は、隨時とする。

第9条 学位申請論文が提出された場合、委員長は研究科委員会に報告し、論文の受理の可否を諮るものとする。

- 2 委員長が指名する委員は、学位申請論文を閲読し、所定の期間内に、その内容を研究科委員会へ報告する。

3 研究科委員会は、前項の報告を受けて、学位申請論文の受理の可否を決定する。

第10条 受理された学位申請論文の審査及び試験については、学位規則第6条第4項及び第5項により試験を行う。

第11条 学位申請論文は、学位授与の可否を判定する研究科委員会開催日の少なくとも1ヵ月前に委員長の指定する場所に置き、各構成員の閲覧に供するものとする。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成28年度以前に本学大学院博士課程後期に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年度以前に本学大学院博士課程後期に入学した者については、なお従前の例による。